



災害時における支援協力に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社東北丸和ロジスティクス（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙及び丙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。また、乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、可能な限りその実施に努めるものとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
 - (2) 荷役作業の提供
 - (3) 物資の調達及び供給
 - (4) 甲が指定する物資配送拠点の運営及び運営に係る車両及び資機材の提供
 - (5) 物資の配送等に関する専門的な知識・技能を有する者の派遣
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの
- 2 前項の規定において、甲は、乙及び丙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙及び丙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルートの変更状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援要請の手続）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 第2条に規定する協力内容の業務を実施したときは、乙及び丙は文書をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。また、その代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、甲は速やかに代金を乙、丙に支払うものとする。

（協力内容の免除）

第6条 乙及び丙が被災した場合、甲、乙及び丙は協議の上、被害の程度に応じ、協力内容の一

部又は全部を免除することができるものとする。

（守秘義務等）

第7条 甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報を業務上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 甲、乙及び丙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に扱うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲、乙及び丙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲、乙及び丙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月11日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長

齋藤正美



東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

乙 鉄鋼ビル本館5階

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

理事長

永嶋 隆



宮城県仙台市太白区郡山六丁目7番20号

丙 株式会社東北丸和ロジスティクス

代表取締役社長

平野 健治

